

## 直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水設備等に係る契約（第3条～第17条）
- 第3章 契約者の義務等（第18条～第21条）
- 第4章 雑則（第22条・第23条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「条例」という。）第5条（給水装置の新設等の申込み）、第28条（新規給水負担金）及び第29条（給水設備等の契約の更新等）の規定に基づき、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置並びにその契約に関する必要な事項を定めるものとする。

#### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置 需要者に水を供給するために市の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（条例第3条第1項第1号）
- （2）契約給水装置 給水装置のうち第4号に規定する直読水道メーターの設置を条件とする契約（以下「直読契約」という。）又は第5号に規定する隔測水道メーターの設置を条件とする契約（以下「隔測契約」という。）により給水を受けるものをいう。（条例第3条第1項第2号）
- （3）給水設備 給水装置に直結しないで受水槽以下で給水を受ける設備をいう。（条例第3条第1項第3号）
- （4）直読水道メーター メーター器を直接読み取って検針する水道メーターをいう。（条例第3条第1項第4号）
- （5）隔測水道メーター 集合住宅等の戸別検針を1か所で行うために設置する遠隔測定式水道メーターをいう。（条例第3条第1項第5号）
- （6）給水設備等 給水設備及び契約給水装置をいう。（条例第4条第2項）
- （7）中高層集合住宅 3階建て以上の集合住宅をいう。
- （8）親メーター 直読契約又は隔測契約（以下「給水設備等に係る契約」という。）により給水を受ける建物に設置する大元の水道メーターをいう。
- （9）共同メーター 中高層集合住宅において、検針及び水道料金の徴収を1か所で行う大元の水道メーターをいう。
- （10）メーターユニット 口径13ミリメートルから25ミリメートルまでのメーターを設置する際に使用する止水栓、台座が一体となった給水用具

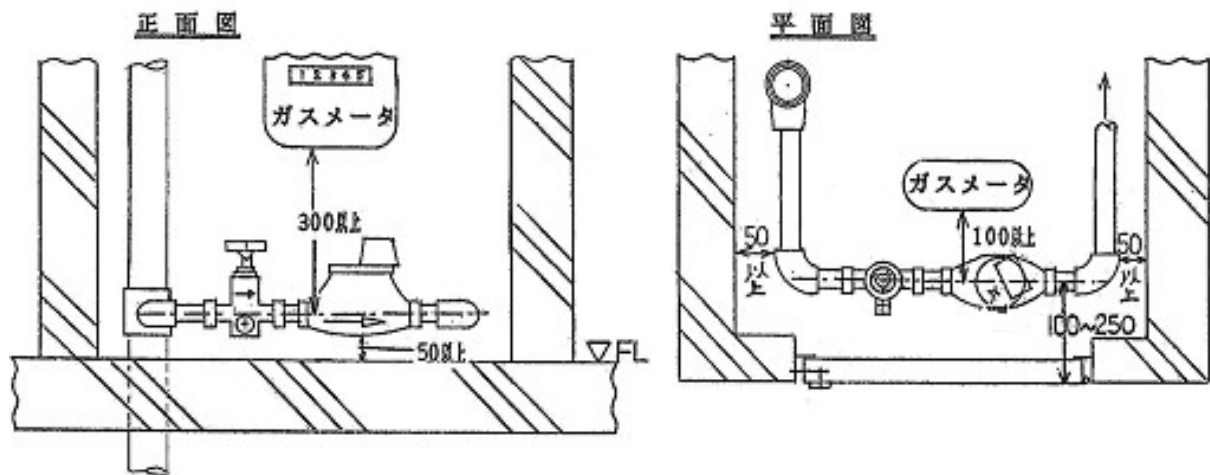
をいう。

## 第2章 給水設備等に係る契約

(給水設備等に係る契約の適用要件)

第3条 給水設備等に係る契約を締結しようとするときは、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 中高層集合住宅で、かつ、居住用に供する部分が当該中高層住宅の50%以上であること。
- (2) 設置する水道メーターが、原則として口径20ミリメートル以上のものであること。
- (3) 水道メーターを設置する場所は、乾燥し、汚水が浸入せず、衝撃等により外傷、破損及び異常を生じず並びに常に検針、開閉栓、点検、メーター取り替え等(以下「点検等」という。)が行いやすい場所で、事業管理者(以下「管理者」という。)が承認する位置であること。
- (4) 水道メーターをメーター室(パイプシャフトルームを兼ねてもよい)内に設置する場合は、床面からメーター上面までの間隔が1,100ミリメートル以下となっていること。また、下図を基本とし(単位:mm)、配管に振れ止めがされていること。ただし、メーターユニットを使用する場合における各々の離隔については、点検等に支障のない離隔とする。



- (5) メーター室内は、床面に傾斜を施す等水はけのよい構造とすること。
- (6) 1つのメーター室内に複数のメーターを設置する場合は、メーター同士の離隔を十分に取り、並び順を統一し、止水栓に各戸ごとの識別札が付けられていること。
- (7) 水道メーターの上流側に上下水道局指定の副弁付止水栓を設置すること。ただし、隔測契約から直読契約に変更しようとする場合及び共同メーターから新たに直読契約を締結しようとする場合に設置する止水栓については

この限りではない。

- (8) 水道メーターの設置において、メーターユニットを使用する場合、設置する止水栓は開閉防止用のものとする。
- (9) 第7号の止水栓及び第8号のメーターユニットについては、日本産業規格(JIS)、日本水道協会規格(JWWA)、製造業者が自ら性能を証明する「自己認証」又は製造業者が第三者機関に依頼し、その製品が基準に適合していることを認証してもらう「第三者認証」のいずれかの規格番号、マーク等があり、材料の基準が適合していることを確認できるものとする。
- (10) 給水装置に各戸ごとのメーターを設置する場合は、メーター器の下流側に豊田市上下水道局指定の逆止弁付パッキン等を設置すること。
- (11) 隔測契約の場合、集中検針盤はオートロック等の開錠を必要としない屋内の壁面で、容易に検針及び点検できる位置であること。
- (12) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める要件を備えたものであること。

(申請該当者)

第4条 給水設備等に係る契約を申込みことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該中高層集合住宅の所有者又は建築主
- (2) 当該中高層集合住宅の管理組合の代表者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、当該中高層集合住宅の代表者として正当な資格を有する者

(申請)

第5条 条例第5条第3項の直読契約を希望する者は、豊田市水道事業給水条例施行規程(以下「規程」という。)第2条第4項に規定する申出書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 集合住宅台帳(施行基準様式第12号)
- (2) 親メーターの配置平面図
- (3) 各戸水道メーターの配置平面図及び正面図
- (4) メーターユニット使用届(様式第8号)(メーターユニット使用の場合のみ)
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに審査を行い、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

(直読契約に係る負担金の納入)

第6条 直読契約を締結しようとする者は、次に掲げる区分に応じ、条例第28条に規定する新規給水負担金又は条例第29条に規定するメーター負担金を前納しなければならない。

- (1) 新設のとき 親メーターを除く各個別水道メーター数の新規給水負担金
- (2) 隔測契約から直読契約へ変更するとき 各個別水道メーター数のメータ

一 負担金

- (3) 共同メーター方式から直読契約へ変更するとき 第1号の新規給水負担金額から既に納入済みの親メーターの新規給水負担金相当額を減額した金額。ただし、親メーター新規給水負担金額が第1号の新規給水負担額を上回っている場合、その差額は還付しないものとする。
- 2 メーター負担金の権利移転はこれを認めない。ただし、同一箇所で建て替える場合は、既設の同口径メーター相当分の新規給水負担金を減額する。
- 3 第1項第2号及び第3号の規定に基づき契約を変更する場合、親メーターの権利は消滅するものとする。  
(直読水道メーターへの変更)

第7条 隔測契約から直読契約に変更する場合は、隔測水道メーターを直読水道メーターに取り替えること。なお、原則として口径変更は認めない。ただし、管理者が必要と認め、変更後のメーター口径に基づき算出されたメーター負担金を納入した場合はこの限りではない。また、隔測契約から直読契約に変更した後減径を認めた場合については、メーター負担金の口径差額は還付しない。

- 2 契約給水装置のうち隔測契約により給水を受ける建物が、直読契約に変更する場合は、原則親メーターは取り外すこと。ただし、管理者が必要と認めた場合は、その限りではない。  
(管理人の選任等)

第8条 給水設備等に係る契約を締結する者(以下「契約者」という。)は、当該中高層集合住宅の管理人を選任し、当該管理人にこの要綱を周知徹底するとともに、この要綱の規定に基づく義務を円滑に履行させなければならない。

- 2 契約者は、自己の責任において給水設備等を維持管理するとともに、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。
- (1) 給水設備等の概要、警報装置等について熟知すること。
- (2) 受水槽及び高置水槽にあっては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措置を講ずること。
- (3) 水道メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。
- (4) 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行うこと。
- (5) 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる状態にしておき、かつ、パイプシャフトルーム内を清潔に保つこと。
- (6) 受水槽(高置水槽を含む。)の清掃を実施しようとするときは管理者に届け出、実施後にはその清掃に使用した水量相当分の水道料金を納入すること。
- (7) その他、管理人とともにこの要綱の定めを遵守すること。  
(直読契約の締結)

第9条 直読契約を締結しようとする者は、契約の締結の際、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。ただし、隔測契約から直読契約へ変更する場合において、第8条第1項の管理人に変更がない場合は第2号の書類の提出を、第19条第1項のオートロック装置等の解錠方法に変更がない場合は第3号の書類の提出を不要とする。

- (1) 直読水道メーター設備契約書（様式第1号）
- (2) 管理人の選任届（様式第3号）
- (3) オートロック装置等の解錠届（様式第4号）
- (4) 直読、隔測メーター設置報告書（様式第5号）
- (5) メーター取付後確認票（様式第6号）
- (6) その他管理者が必要と認める書類  
（隔測契約の更新）

第10条 隔測契約の更新をしようとする者は、契約の締結の際、次に掲げる書類を管理者に提出しなければならない。ただし、第8条第1項の管理人に変更がない場合は第2号の書類の提出を、第19条第1項のオートロック装置等の解錠方法に変更がない場合は第3号の書類の提出を不要とする。

- (1) 隔測水道メーター設備契約書（様式第2号）
- (2) 管理人の選任届（様式第3号）
- (3) オートロック装置等の解錠届（様式第4号）
- (4) 直読、隔測メーター設置報告書（様式第5号）
- (5) メーター取付後確認票（様式第6号）
- (6) その他管理者が必要と認める書類  
（変更届等）

第11条 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める様式により速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 管理人に変更があったとき 管理人の選任届（様式第3号）
- (2) 第22条第2項の規定により改善を行ったとき、又は給水設備の改造等を行ったとき 給水設備等工事完了届（様式第7号）
- (3) オートロック装置及びその解錠方法に変更があったとき オートロック装置の解錠届（様式第4号）  
（契約の解除等）

第12条 管理者は、契約者又は管理人が条例、規程及びこの要綱（以下「要綱等」という。）に定める事項を履行しないとき又は要綱等の規定に違反したときは給水設備等に係る契約を解除できるものとする。

2 管理者は前項の規定により契約を解除しようとするときは、当該契約者に通知するとともに、親メーターでの検針に切り替えるものとする。

3 前項の契約解除により契約者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

（超過水量の水道料金）

第13条 親メーターの使用水量が各個別水道メーターの合計使用水量を超え

たときは、管理者の定める算定基準により、その超過水量相当分の水道料金を契約者に請求できるものとする。

(直読水道メーターの設置費用)

第14条 隔測契約から直読契約に変更しようとする者は、メーター負担金を納付した後、管理者が貸与する直読水道メーターを自己の負担において設置するものとする。なお、直読水道メーターの検定満期に伴うメーター更新については、豊田市上下水道局が行うものとする。

(直読契約の更新)

第15条 直読契約は、直読契約をした契約者(以下「直読契約者」という。)から解約の申し出がなく、第12条に該当しない限り自動更新され、継続するものとする。

2 直読契約者は、契約の内容に変更があったときは、再契約を締結しなければならない。

(隔測水道メーター等の更新)

第16条 隔測契約をした契約者(以下「隔測契約者」という。)は、計量法(平成4年法律第51号)の規定に基づき、自己の負担において、契約した水道メーターを検定満期月の末日まで(8年ごと。)に一括で更新しなければならない。

2 隔測契約者は、前項と同様に、自己の負担において、集中検針盤を契約した水道メーターの偶数回目の取り替えに併せて(16年ごと。)更新しなければならない。

(隔測契約の更新通知等)

第17条 管理者は、計量法の規定に基づく検定満期年月の1年前及び3か月前に隔測契約者に対して契約更新時期を通知するものとする。ただし、隔測契約者はこの通知が無くても、計量法の規定に基づき検定満期年月以前に隔測水道メーターを更新しなければならない。

2 隔測契約者は、契約内容に変更があったときは、再契約を締結しなければならない。

### 第3章 契約者の義務等

(維持管理費用の負担)

第18条 給水設備等の維持管理及び修理に係る費用は、契約者が負担するものとする。

(オートロック玄関の対応)

第19条 オートロック装置及び施錠装置(以下「オートロック装置等」という。)を設置している契約者は、管理者が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置等の解錠方法を管理者に届け出なければならない。オートロック装置等を変更したときも同様の届け出を直ちに行うものとする。

2 当該中高層集合住宅がオートロック玄関であるときは、点検、給水停止等の業務に支障がないよう常に解錠できるよう対応すること。また、オートロ

ックが鍵で解錠できる場合については、契約時に必ず担当課へ鍵を三本貸与すること。

（協力の義務）

第20条 契約者、管理人及び水道メーター使用者（以下「契約者等」という。）は、戸別検針及び戸別徴収が円滑に実施できるよう、管理者に協力しなければならない。

2 契約者等は、管理者が直読水道メーターの取り替え等を行うときは、その施工に支障がないよう協力しなければならない。

（入居者への周知義務）

第21条 契約者又は管理人は、この要綱に定める事項について当該中高層集合住宅の入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは自己の責任においてこれを解決しなければならない。

#### 第4章 雑則

（立入検査等）

第22条 管理者は、必要に応じて給水設備等の立入検査ができるものとする。

2 契約者は、前項の立入検査により管理者から改善または改造を指示された場合は、速やかに当該事項について対応しなければならない。

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、準給水装置水道取扱契約から変更する給水設備等契約で、直読契約に係る規定は、平成10年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年3月31日水道局管理規程第1号）又は遠隔指示集中検針方式の設置基準等（平成5年2月1日施行）の規定によりなされた契約その他の行為は、施行日以後においては、この要綱の相当規定によりなされた契約その他の行為とみなす。

#### 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成13年1月4日から施行する。

#### 附 則

（施行期日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第1号)

## 直読水道メーター設備契約書

豊田市 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)  
は、豊田市水道事業給水条例 (昭和34年条例第10号。以下「給水条例」という。)  
に規定する直読水道メーター (以下「メーター」という。) の設置を条件とする給水  
について、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象)

第1条 この契約の対象は、次のメーター設備とする。

設置場所	豊田市		
建物名称			
給水個数			個
各戸メーター口径別内訳		ミリ ×	個
共用栓・散水栓 メーター口径別内訳		ミリ ×	個

(管理人の指定等)

第2条 乙は、給水設備及び契約給水装置 (以下「給水設備等」という。) について、  
甲の定める直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱 (平成  
26年4月1日施行。以下「要綱」という。) を遵守するとともに、自己の責任と  
負担において当該設備等を維持管理するものとする。

- 乙は前項の維持管理を円滑に行うため、管理人を選任しなければならない。
- 乙及び管理人は、次に掲げる事項を行い、給水設備等に異常又は修理箇所があ  
ったときは、速やかに修繕等の必要な措置を講じなければならない。
  - 給水装置等の概要、警報装置等について熟知すること。
  - 受水槽及び高置水槽にあっては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措  
置を講ずること。
  - メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。
  - 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行  
うこと。
  - 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる  
状態にしておくこと、及びルーム内を清潔に保つこと。

(6) 受水槽（高置水槽を含む。）の清掃を実施しようとするときは管理者に届出、実施後にはその清掃に使用した水量相当分の水道料金を納入すること。

（検査及び改善）

第3条 甲は、必要に応じ、給水設備等について検査を行うことができる。

2 乙は、前項の検査の結果、甲から指示された事項があったときは、速やかに当該事項について改善をしなければならない。

（メーターの更新等）

第4条 甲は、8年ごとにメーターを更新するものとする。ただし、乙が隔測水道メーター設備契約から直読水道メーター設備契約に変更したときは、その更新に限り、甲がメーターを支給し、乙の費用において当該メーターを設置するものとする。

2 乙は、検定期間の満了に伴い甲が各メーターを更新する場合において、当該メーターの前後の給水管が老朽化し、メーターの設置に支障があるときは、甲の指示により自己の費用をもってこれを改善するものとする。

3 給水設備等から、漏水等が生じて入居者等に損害を与えても、甲はその責めを負わない。

4 乙及び管理人は、甲がメーターの取替え等を行うときには、その施行に支障がないよう協力しなければならない。

（使用水量の計量及び水道料金）

第5条 使用水量は、甲の設置した親メーター及び各メーターで計量するものとする。

2 水道料金は、給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号。以下「施行規程」という。）の規定に基づき、前項の使用水量をもって算定し、各メーターの使用者から徴収する。

3 前2項の規定にかかわらず、メーターが設置されるまでの間に水道を使用したときは、親メーターで使用水量を計量し、前項を準用して算定した水道料金を、乙から徴収する。

4 親メーターの使用水量が、各メーターの合計使用水量を超えたときは、甲の定める算定基準により乙に対して水道超過料金を請求することができるものとする。

5 乙は、この契約を締結したことにより入居者等との間で料金等の紛争が生じたときは、自己の責任において解決しなければならない。

（負担金の納入）

第6条 乙は、次に掲げる区分に応じ、給水条例第28条に規定する新規給水負担金又は同条例第29条に規定するメーター負担金を前納しなければならない。

(1) 新規にメーターを設置するときは、親メーターを除く各メーターの新規給水

#### 負担金

- (2) 隔測水道メーター設備契約から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、各メーターのメーター負担金
- (3) 共同メーター方式から直読水道メーター設備契約へ変更するときは、第1号の新規給水負担金の額から既に納入済の親メーターの新規給水負担金相当額を減額した金額

#### (変更届等)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、7日以内に甲に届出なければならない。

- (1) 管理人等に変更があったとき。
- (2) 第3条第2項の規定により改善を行ったとき。
- (3) 給水設備等の改造等を行ったとき。
- (4) 契約内容に変更があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めたとき。

2 前項第4号に該当するときは、速やかに再契約を締結しなければならない。

#### (契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約及び要綱に定める事項を履行しないとき、又はこの契約及び要綱に違反したときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除するときは乙に通知する。

2 前項の契約解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

#### (契約期間)

第9条 この契約の期間は、契約の日からメーターの検定期間満了の月の末日までとする。ただし、契約期間の満了の2月前までに甲、乙からの申出がないときは、さらに1年延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

2 直読水道メーター設備に該当しなくなったときは、該当しなくなった日をもって契約は終了する。

#### (オートロック装置の対応)

第10条 乙は、オートロック装置を設置しているときは、甲が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置の解錠方法を甲に届出なければならない。オートロック装置を変更したときも同様とする。

2 甲は、前項の届出がないときは、契約を解除することができる

#### (疑義等の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市水道事業給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程、直読メーター設備及び隔

測メーター設備の設置等に関する要綱の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙及び管理人は、この契約に定める事項について入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市事業管理者

印

(乙)

印

(様式第2号)

## 隔測水道メーター設備契約書

豊田市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
は、豊田市水道事業給水条例（昭和34年条例第10号。以下「給水条例」という。）  
に規定する隔測水道メーター（以下「メーター」という。）の設置を条件とする給水  
について、次のとおり契約を締結する。

(契約の対象)

第1条 この契約の対象は、次のメーター設備とする。

設置場所	豊田市		
建物名称			
給水個数			個
各戸メーター口径別内訳	ミリ	×	個
共用栓・散水栓 メーター口径別内訳	ミリ	×	個
隔測メーター取替期限		年	月末日
集中検針盤取替期限		年	月末日

(管理人の指定等)

第2条 乙は、給水設備及び契約給水装置（以下「給水設備等」という。）について、  
甲の定める直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱（平成  
26年4月1日施行。以下「要綱」という。）を遵守するとともに、自己の責任と  
負担において当該設備を維持管理するものとする。

- 乙は前項の維持管理を円滑に行うため、管理人を選任しなければならない。
- 乙及び管理人は、次に掲げる事項を行い、給水設備等に異常又は修理箇所があ  
ったときは、速やかに修繕等の必要な措置を講じなければならない。
  - 受水槽以下の設備の概要、警報装置等について熟知すること。
  - 受水槽及び高置水槽にあつては水質保持のため関係法令を遵守し、必要な措  
置を講ずること。
  - メーター、配管等の凍結又は破損防止のために必要な措置を講ずること。

- (4) 配管、バルブ等の漏水に常に注意し、正常な状態に保たれるようその管理を行うこと。
- (5) 点検等の支障とならないよう、パイプシャフトルーム扉等を常に開閉できる状態にしておくこと、及びルーム内を清潔に保つこと。
- (6) 受水槽（高置水槽を含む。）の清掃を実施しようとするときには管理者に届け出、実施後にはその清掃に使用した水量相当分の水道料金を納入すること。

（検査及び改善）

第3条 甲は、必要に応じ、給水設備等について検査を行うことができる。

- 2 乙は、前項の検査の結果、甲から指示された事項があったときは、速やかに当該事項について改善をしなければならない。

（メーターの更新等）

第4条 乙は、計量法に基づき、自己負担においてメーターを8年ごとに一括で更新しなければならない。

- 2 乙は、自己の負担において集中検針盤を16年ごとに更新しなければならない。

（使用水量の計量及び水道料金）

第5条 使用水量は、甲の設置した親メーター及びメーター若しくは集中検針盤で計量するものとする。

- 2 水道料金は、給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程（昭和42年水道局管理規程第1号。以下「施行規程」という。）の規定に基づき、前項の使用水量をもって算定し、各メーターの使用者から徴収する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、メーターが設置されるまでの間に水道を使用したときは、親メーターで使用水量を計量し、前項を準用して算定した水道料金を、乙から徴収する。

- 4 親メーターの使用水量が、各メーターの合計使用水量を超えたときは、甲の定める算定基準により乙に対して水道超過料金を請求することができるものとする。

（変更届等）

第6条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、3日以内に甲に届出なければならない。

- (1) 管理人等に変更があったとき。
- (2) 第3条第2項の規定により改善を行ったとき。
- (3) 給水設備等の改造等を行ったとき。
- (4) 契約内容に変更があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、甲が必要と認めたとき。

- 2 前項第4号に該当するときは、速やかに再契約を締結しなければならない。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙がこの契約及び要綱に定める事項を履行しないとき、又はこの契約及び要綱に違反したときは、契約を解除することができるものとし、契約を解除するときは乙に通知する。

2 前項の契約解除により乙に損害が生じても、甲はその責めを負わない。

(契約期間)

第8条 この契約の期間は、契約の日からメーターの検定期間満了の月の末日までとする。ただし、隔測水道メーター設備に該当しなくなったときは、該当しなくなった日をもって契約は終了する。

(契約更新の通知)

第9条 甲は、この契約の期間満了の1年前及び3月前に契約の更新を乙に通知する。ただし、乙はこの通知が無くても速やかに第4条の定めにより更新しなければならない。

(オートロック装置の対応)

第10条 乙は、オートロック装置を設置しているときは、甲が行う点検等の支障とならないよう、当該オートロック装置の解錠方法を甲に届出なければならない。オートロック装置を変更したときも同様とする。

2 甲は、前項の届出がないときは、契約を解除することができる

(疑義等の決定等)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、豊田市水道事業給水条例及び豊田市水道事業給水条例施行規程、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱の定めるところによるほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 乙及び管理人は、この契約に定める事項について入居者等に周知徹底し、紛争が生じたときは、乙の責任においてこれを解決しなければならない。

この契約の締結を証するため、本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

(甲) 豊田市西町3丁目60番地

豊田市

代表者 豊田市事業管理者

印

(乙)

印

(様式第3号)

管理人の選任届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者

住 所

氏 名

電 話

直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱第8条に定める管理人を、下記のとおり選任しましたので届け出します。

設置場所	豊田市 建物名		
管理人	住所		
	氏名		電話

(様式第4号)

オートロック装置等の解錠届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話

「直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱」第19条の規定に基づき、当該集合住宅のオートロック装置等の解錠方法を届け出します。

設置場所	
建物の名称	
解錠方法	(該当する項目を○で囲んで下さい。) 1 鍵 ( 本、番号： 、記号： ) 2 暗証 ( I D ) 番号 : 3 なし 4 その他の方法  _____ _____ _____

※ 解錠方法1に該当する場合は、鍵を3本(担当課用、検針員用、水道サービス協会用)届け出にあわせて提出してください。

※ 解錠方法1、2の両方に該当する場合は、1を優先して選択させていただきますので、2の暗証 ( I D ) 番号の届け出は必要ありません。





(様式第7号)

給水設備等工事完了届

年 月 日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 (       )       -

次のとおり、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱第22条第2項の規定による、給水設備等の改善または改造を施工したので報告します。

建物名称	
設置場所	豊田市
完了日	年 月 日
改善箇所	
施工者	
備考	

(様式第8号)

メーターユニット使用届

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

豊田市事業管理者 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 (        )        -

次のとおり、直読メーター設備及び隔測メーター設備の設置等に関する要綱第5条第1項の規定により、メーターユニットの使用を届け出します。

建 物 名 称	
設 置 場 所	豊 田 市
メーターユニット使用 メーター口径・個数	mm ×      個、      mm ×      個
メーカー名称	
承認登録番号	
型      式	